

第 1 3 6 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次の
ように改正する。

別表に次のように加える。

1 6 0 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 3 5 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可等の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件につき	1 万 5, 0 0 0 円	許可申請のとき
	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1 件につき	3, 0 0 0 円	再交付申請のとき

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の廃止に伴い、浄化槽清掃業の許可等に係る事務手数料を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。